

令和7年度 佐賀市立 大和中学校 PTA

定期総会

日時：令和7年5月2日(金) 14:30～

場所：佐賀市立 大和中学校 体育館

【会次第】

- 1> 開 会
- 2> 挨拶 P T A会長
学 校 長
- 3> 議長選出
- 4> 資格審査確認
- 5> 議 事
 - 第1号議案 令和6年度 業務報告
 - 第2号議案 令和6年度 決算報告及び監査報告
 - ①大和中学校 P T A 会計
 - ②大和中学校 P T A バザー会計
 - ③生徒派遣費
 - 第3号議案 令和7年度 本部役員の承認及び紹介
 - 第4号議案 令和7年度 監査委員の承認及び紹介
令和7年度 各委員会委員長・副委員長の紹介
 - 第5号議案 令和7年度 業務計画（案）の審議
 - 第6号議案 令和7年度 会計予算（案）の審議
 - 第7号議案 会則改定について
- 6> 議長降壇
- 7> 本部役員退任者の挨拶
- 8> 閉 会
- 9> 教職員の紹介

【第1号議案】

令和6年度 業務報告 No.1 (4月～7月)

月	4月	5月	6月	7月
共 通	17 委員代表者会	10 PTA総会 15 委員代表者会 19 体育大会	5 委員代表者会 9 フリー参観	13 委員代表者会(中止)
本 部	6 本部役員会 9 本部役員会 11 入学式受付 1年生委員会振り分け 12 挨拶運動(12-16) 18 本部役員会(18-20) 23 総会資料作成	7 市PTA代議員会 8 本部役員会 29 本部役員会 18 体育大会準備・除草作業 18 市P定期総会 市P懇親会	5 青少年育成大和町理事会 1 県PTA総会 22 大和町PTA6校連絡会議 22 市P会長研修	3 本部役員会(中止) 5 青少年非行防止対策協議会 8 いじめ防止対策委員会 9 学校給食運営委員会 20 女性副会長研修会 印にやく神社バトロール(中止)
1学年			12 フリー参観受付(中止)	
2学年			12 フリー参観受付(中止)	
3学年			12 フリー参観受付(中止)	
広 報	22 田辺写真工房さん打合せ	13 田辺写真工房 第1回広報誌デザイン校正	5 田辺写真工房 第1回広報誌の編集 打合せ 18 打合せ	11 1学期広報誌発行
イ ベ ント				
バザー				
母 親			3 人権ふれあい学級出席 10 人権ふれあい学級出席 15 人権ふれあい学級出席 24 人権ふれあい学級出席 29 人権同和教育出席	
父 親		21 体育大会駐車場除草作業 22 体育大会交通誘導		22 川上峡花火大会バトロール
交通安全		22 体育大会交通見回り	1 県下一斉子どもの安全指導 6 県下一斉子どもの安全指導	12 子どものまなざし街頭活動
地 区				

令和6年度 業務報告 No.2 (8月～11月)

月	8月		9月		10月		11月	
共 通			11	委員代表者会(中止)	9 25 25	委員代表者会 合唱コンクール 文化発表会		
本 部	9	川上峡花火大会/パロール	20 24	本部役員会 大和町PTA6校連絡会議	6 25 26 26 27	本部役員会 合唱コンクール受付 大和町少年の主張大会 九州ブロック研究大会・ 長崎大会	9 30	市PTAレクリエーション大会(欠席) 市P研究大会
1学年					19 29	合唱コンクール受付(中止) 文化発表会受付(中止)		
2学年					19 29	合唱コンクール受付(中止) 文化発表会受付(中止)		
3学年					19 29	合唱コンクール受付(中止) 文化発表会受付(中止)		
広 報								
イベント								
バザー								
母 親		人権・同和問題講演会					26	児童虐待防止 人権ふれあい講演会
父 親								
交通安全								
地 区								

令和6年度 業務報告 No.3 (12月 ~ 3月)

月	12月	1月	2月	3月
共 通	11 役員選考委員会 11 委員代表者会	22 役員選考委員会	19 役員選考委員会(中止) 26 委員代表者会	
本 部	4 本部役員会 5 市PTA代議員会 21 市P懇親会(欠席)	18 市郡連リーダー研修会 19 川上たこあげ大会 25 市P会長研修会 27 いじめ防止対策委員会 29 学校保健安全委員会	14 大和町PTA6校連絡会議 26 本部役員会	5 市PTA代議員会 12 本部役員会 13 青少年大和町民理事会 24 会計監査 26 本部役員会
1学年				
2学年		26 立志式		
3学年		16 卒業記念打ち合わせ	10 クラス別に寄せ書き依頼 16 花束注文・支払い 24 3年生 会計監査	10 卒業式 花束の準備
広 報	田辺写真工房 2回目広報誌発行 打合せ	10 田辺写真工房 打合せ進捗確認	7 田辺写真工房 打合せ進捗確認 17 打合せ	3 2回目広報誌発行
イベント		15 川上たこあげ大会(中止)		
バザー		15 川上たこあげ大会(中止)		
母 親	20 勝つかレー会連絡・出欠確認	7 勝つかレー会業者注文手配 12 勝つかレー会		
父 親				
交通安全				
地 区		15 川上たこあげ大会(中止)	4 次年度地区委員 選出・プリント配布	

【 第5号議案 】

令和7年度 業務計画（案） No.1（4月 ～ 9月）

月	日	曜	主催	行 事	月	日	曜	主催	行 事
4	2	水	PTA	委員会割り振り	7	1～7		市P	子どもお守り週間
	7	金	学校	1学期始業式		5	土	学校	佐賀市中体連
	7～11		市P	笑顔のコミュニケーション週間		6	日	学校	佐賀市中体連（予備日）
	11	火	学校	入学式		8	水	PTA	委員代表者・本部役員合同会議 ③
	8	火	PTA	本部役員会		9	日	学校	佐賀市中体連（予備日）
	17	月	PTA	定期総会資料審議		18	金	市P	佐賀市教育委員会との研修会 ①
	17	水	PTA	委員代表者・本部役員合同会議 ①		18	金	学校	1学期終業式
						19～20		学校	県中体連
								PTA	尼寺印鑑神社夏祭り 防犯パトロール
								PTA	川上峡花火大会 防犯パトロール
								青育会	市民総ぐるみ街頭活動
								青育会	青少年非行防止対策協議会
5	2	金	PTA	PTA定期総会	8	9	土	市P	女性副会長研修会
	7	火	市P	市P代議員会 ①		22～23		日P	日P研究大会 石川大会
	10	木	PTA	委員代表者・本部役員合同会議 ②		29	火	学校	2学期始業式
	17	土	PTA	体育大会準備、駐車場除草		29～9/4		市P	笑顔のコミュニケーション週間
	18	日	学校	体育大会					
	18	日	各委	体育大会 駐車場整理、ごみ拾い					
	18	日	PTA	体育大会 取材・写真撮影					
	24	土	市P	市P定期総会・市P歓送迎会					
6	3	土	県P	県P定期総会	9	13	土	PTA	佐賀市PTA研究大会
	11	日	学校	フリー参観		26	金	学校	佐賀市中体連（駅伝）
	22	木	学校	県中体連（水泳）				青育会	青少年育成大和町民会議
	28	土	市P	市P会長研修会					
	28～29		学校	佐賀市中体連					
			母委	人権ふれあい学級（前期Ⅰ、Ⅱ）					
			社同協	佐賀市人権同和総会					
	4～6		学校	3年修学旅行					

令和7年度 業務計画（案） No. 2（10月 ～ 3月）

月	日	曜	主催	行 事
10	1～7		市P	子どもお守り週間
	9	水	PTA	委員代表者・本部役員合同会議 ④
	11～12		学校	市新人大会
	18～19		PTA	九州ブロック研究大会 佐賀大会
	31	金	学校	合唱コンクール
	31	金	学校	文化発表会
	18～19		PTA	九州ブロック研究大会 福岡大会
11	8	土	市P	レクリエーション大会
	14	金	学校	クリーン作戦
	27	水	PTA	委員代表者・本部役員合同会議 ⑤
	27	木	学校	新入生保護者説明会
12	3	火	市P	市P代議員会 ②
	13	金	市P	市P懇親会
	17	水	PTA	勝つカレー会
	17	水	PTA	勝つカレー会 取材・写真撮影
	24	水	学校	2学期終業式
月	日	曜	主催	行 事
1	8	木	学校	3学期始業式
	8～15		市P	笑顔のコミュニケーション週間
			県P	市郡連リーダー研修会
	22	木	PTA	2年生立志式
	22	木	PTA	立志式 取材・写真撮影
	16	金	市P	佐賀市教育委員会との研修会 ②
			PTA	役員選考委員会
				かわかみたこあげ大会
2	2～6		市P	子どもお守り週間
	14	土	市P	市P会長研修会
	26	木	PTA	委員代表者・本部役員合同会議 ⑥
			PTA	役員選考委員会
3	4	水	市P	市P代議員会 ③
	5	木	学校	3年修了式
	6	金	学校	卒業式
	12	水	PTA	本部役員会
	24	金	学校	1, 2年修了式
			PTA	会計監査

大和中 PTA 会則（案）変更点对比表

令和 6 年度会則	改正・追記（案）
第 3 章 役 員 第 1 2 条 本会に、次の役員をおく。 6、各委員長…5 名 （学年委員長 1 名、学年委員各学年 1 名、各専門 1 名、地区 1 名）	第 3 章 役 員 第 1 2 条 本会に、次の役員をおく。 6、各委員長…5 名 （学年委員長 1 名、学年委員各学年 1 名、専門 1 名、地区 1 名）
細 則 2 専門委員会 （1）専門委員会には、広報、交通安全の各委員会をおく。 （5）交通安全委員会 ア 各学級選出の交通安全委員をもって構成する。	細 則 2 専門委員会 （1）専門委員会には、安全委員会をおく。 （5）安全委員会 *交通安全委員会より安全委員会へ名称を変更。 ア 各学級選出の安全委員をもって構成する。 ウ 安全委員会に体育班、警備班、交通班を置く。 以下の委員会について細則より削除。 （4）広報委員会
細 則 4 役員選考委員会 （1）役員選考委員会は、学年委員長・各学年委員長（4 名）、各専門委員長（2 名）、地区委員長（1 名）、副会長（若干名）で構成し、各委員長の中より正副委員長を選出し当委員会を統括する。	細 則 4 役員選考委員会 （1）役員選考委員会は、学年委員長・各学年委員長（4 名）、専門委員長（1 名）、地区委員長（1 名）、副会長（若干名）で構成し、各委員長の中より正副委員長を選出し当委員会を統括する。

大和中学校PTA会則（案）

第1章 総 則

- 第1条 本会は大和中学校PTAと称し、事務局を大和中学校におく。
- 第2条 本会の会員は、大和中学校に在籍する生徒の保護者、又は、これに代わる者並びに同校に勤務する教職員をもって構成する。
- 第3条 大和中学校区内に居住し、特に教育に関心をもち、本会に賛同して入会を希望する者は賛助会員とする。
- 第4条 本会は会員がそれぞれの立場と責任において協力し、生徒の健全な成長と大和中学校教育の振興を図ることを目的とする。
- 第5条 本会は前条の目的を達成するため、次の活動を行う。
- 1、会員相互の教養を高め親和を図ること。
 - 2、家庭・学校及び地域社会との密接な連携を図ること。
 - 3、学校の環境改善に協力すること。
 - 4、教育の調査研究、家庭、並びに地域社会における生徒の生活指導に関すること。
 - 5、その他、本会の目的達成に必要なこと。

第2章 機 関

- 第6条 本会に次の機関を置く。
- 1、総会
 - 2、委員代表者会
 - 3、本部役員会
 - 4、学年委員会
 - 5、地区委員会
 - 6、専門委員会
 - 7、役員選考委員会
- 第7条 総会は全会員をもって構成され、本会最高の決定機関であり、定期総会を毎年5月に開催するものとする。ただし、総会の定足数は会員の5分の1以上とし、議事は過半数の賛同を得て承認し、可否同数の場合は議長が決定する。なお、やむを得ない事象が発生した場合は会長の判断により延期又は書面を用いての開催とすることができる。会長が必要と判断した場合は臨時総会を開くことができる。
- 第8条 総会に付議する事項は次の通りである。
- 1、本部役員及び監査委員の承認
 - 2、会則の改正
 - 3、業務報告及び決算の承認
 - 4、予算及び業務計画の承認
 - 5、その他重要事項の承認
- 第9条 委員代表者会及び本部役員会は会長が招集し、それぞれの構成員の過半数の出席によって成立する。ただし、やむを得ない事象が発生した場合は会長の判断により延期、中止、又は書面を用いての開催とすることができる。
- 第10条 委員代表者会は総会に次ぐ決定機関であり、教職員より選出された委員と本部役員及び、学年委員会・地区委員会・専門委員会の委員長と副委員長をもって構成し、次の業務にあたる。
- 1、総会に提出する議案の審議
 - 2、各委員会間の連絡調整
 - 3、本会業務の具体的実施計画の決定
 - 4、総会を代行し緊急を要する事項の決定
- 第11条 本部役員会は会長・副会長・幹事をもって構成し、次の業務にあたる。
- 1、委員代表者会で作成する議案の検討
 - 2、本会業務の具体的実施計画の素案の作成
 - 3、その他、会長が必要と認める事項

第3章 役 員

- 第12条 本会に、次の役員をおく。
- 1、会長…1名
 - 2、副会長…7名以上（原則各小学校区より男女1名以上・学校長）
 - 3、幹事…3名（教頭・職員2名）

- 4、会計… 3名（職員1名・本部役員2名）
- 5、監査委員… 3名
- 6、各委員長… 5名（学年委員長1名、学年委員各学年1名、専門1名、地区1名）
- 7、顧問… 若干名

第13条 役員の任務は次の通りとする。

- 1、会長は本会を代表し、会務を総括する。また、総会を招集し本会を主宰する。
- 2、副会長は会長を補佐し、会長に事故ある時はその職務を代行する。
- 3、幹事は会長の委嘱を受け、会の事務を処理する。
- 4、会計は会長の委嘱を受け、会の会計を処理する。
- 5、監査委員は年度末に会計を監査し、その結果を総会に報告する。
- 6、各委員長は必要に応じて委員会を招集し、主に第5条各号に定める活動をするため、委員会を総括する。
- 7、顧問は必要に応じて本部役員会などに出席して助言を行う。また、活動時に補佐などを行う。

第14条 会長、副会長は役員選考委員会で選考した後、委員代表者会で推薦し総会において決定する。

第15条 幹事は会長の委嘱により就任する。

第16条 監査委員は会長が推薦し、総会で承認を受ける。

第17条 監査委員は本部役員及び他の委員を兼ねることはできない。

第18条 各委員長は所属委員会の互選による。

第19条 各役員の任期は1年とし、本部役員及び監査委員に関しては再任を妨げない。なお、補充役員の任期は前任者の残任期間とする。

第20条 顧問は1年以内に本校を卒業した生徒の保護者とし、本部役員を経験したことがある賛助会員とする。尚、会長の委嘱により就任し、任期は1年とする。

第4章 会 計

第21条 本会の経理は総会において決定された予算に基づいて行われる。

第22条 本会の予算は、会費・寄付金及びその他の収入をもってあてる。

第23条 会費は毎月定額を会員が納入するものとする。

第24条 本会の決算は会計監査を経て総会に報告し、承認を得なければならない。

第25条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり翌年の3月31日に終わるものとする。

第26条 会員の慶弔に関する規定は内規により定める。

第5章 その他

第27条 諸会議の構成員はその議決権を他に委任することができる。

第28条 本会の運営に関し必要な細則は委員代表者会で決めることができる。

第29条 本会の会則は総会の過半数の賛成を得て改正することができる。

第30条 個人情報の扱い

- 1、本会は、個人情報（会員の名前・住所・電話番号等、個人を特定できる情報）の保護とその管理体制を整える。
- 2、本会が収集した個人情報は本会の目的を達することに限り利用する。
- 3、本会が収集した個人情報は第三者に開示しない。ただし、法令の定める場合はこの限りではない。
- 4、本会はその活動を通じて、会員の個人情報保護についての意識を高め、学校における生徒の個人情報保護に向けての取り組みに協力する。

第31条 本会の会務の遂行上で緊急な事態が発生した場合、又はこの会則に記載されていない事柄が発生した場合は、委員代表者会に諮り、先決することができる。

第6章 付 則

第32条 この会則を次により改正する。

- 1、平成12年5月6日改正、施行する。
- 2、平成17年5月14日改正、施行する。
- 3、平成20年5月16日改正、施行する。
- 4、平成21年5月22日改正、施行する。
- 5、平成22年5月21日改正、施行する。

- 6、平成23年5月21日改正、施行する。
- 7、平成27年2月19日改正、施行する。
- 8、平成30年2月27日改正、施行する。
- 9、平成30年5月14日改正、施行する。
- 10、平成31年2月20日改正、施行する。
- 11、令和5年2月17日改正、施行する。
- 12、令和6年5月10日改正、施行する。
- 13、令和7年5月2日改正、施行する。

細 則

1 学年委員会

- (1) 学年委員会は、学年委員長が招集し学年に必要な協議を行う。
- (2) 学年委員会の単位として、各学年の委員会をおく。さらに、各学年委員会に各学級PTAをおく。
- (3) 学級PTAは学級選出の委員が学級担任とともに、学級の会員の参加を得て、学級に必要な協議を行う。学級PTAは必要に応じ開催する。
- (4) 学級PTA・学年委員会に必要な経費は学級又は学年で負担する。（学級、学年懇談会は別）
- (5) 生徒の豊かな心の育成に関する各種のボランティア行事を中心とし、自主的・積極的に活動をする。
- (6) 生徒の健全な成長に関する行事に際し、自主的・積極的に活動をする。

2 専門委員会

- (1) 専門委員会には、安全委員会をおく。
- (2) 専門委員会には委員長1名、副委員長1名以上をおく。
- (3) 各委員長は必要な会議を招集することができる。
- (4) 安全委員会
 - ア 各学級選出の安全委員をもって構成する。
 - イ 生徒の登下校における安全指導を行う。各種の行事の際、安全を確保するために自主的・積極的に活動する。
 - ウ 安全委員会に体育班、警備班、交通班を置く。

3 地区委員会

- (1) 地区委員会は、各地区選出の地区委員をもって構成する。
- (2) 地区委員会は、中学校生徒指導部及び各機関との連絡を取りながら、生徒の家庭及び地域社会における生活指導の強化とよりよい環境の醸成にあたる。
- (3) 各地区選出の地区委員は、地区長となり、会員数に応じて適宜世話係を設け地区PTAを運営する。
- (4) 地区PTAは地区会員をもって組織し、地区に必要な協議を行う。
- (5) 地区会員の教養の向上と生徒の健全な育成を図るための生活指導などについて協議し実施する。

4 役員選考委員会

- (1) 役員選考委員会は、学年委員長・各学年委員長（4名）、専門委員長（1名）、地区委員長（1名）、副会長（若干名）で構成し、各委員長の中より正副委員長を選出し当委員会を統括する。
- (2) 役員選考委員会は、次年度会長及び副会長の選考をする。
- (3) 会長、副会長の選出方法は、全会員に対するアンケートによる自薦及び他薦方式による。
- (4) 役員選考委員長は、現会長及び副会長に対して、辞任又は留任の意思確認を実施する。
- (5) 会長の選出については、単年度毎に選出を原則とするが、立候補等がない場合は、内規により各地区からの輪番制に準じて選考するものとする。
- (6) 第1回目の役員選考委員会は1月までに実施し、その後は選考の状況に応じて適宜開催するものとする。

大和中学校PTA内規

【 慶 弔 規 定 】

- 1 この規定の摘要を受ける者は、本校PTA会員とする。ただし、会員以外で準用が望ましいと思われる場合は、本部役員会において協議決定し委員代表者会に報告する。
- 2 慶弔に関すること
 - (1) 会員の場合
 - ア 会員が疾病、又は不慮の災害にあい死亡したときは10,000円の香料を呈する。
 - イ 会員が火災・水害等不慮の災害にあい、会長が見舞いの必要の判断をしたときは、その程度に応じて見舞金を呈する。
 - ウ 会員がPTAの業務執行中、死亡又は傷疾病を認めた場合は会長の判断により香料又は見舞金を呈する。
 - エ 本校職員の配偶者（単身者は親）又は子に死亡疾病又は不慮の災害にあったときは、香料または見舞金を呈する。
 - (2) 生徒の場合
 - ア 生徒が死亡したときは、10,000円の香料を呈する。
 - イ 下記の場合は会長の判断により見舞金を呈する。
 - (ア) 疾病・負傷その他のために入院・重体に陥った場合。
 - (イ) その他、特に見舞いを必要と認める場合。
- 3 記念品（料）に関すること
 - (1) 会長・副会長が辞任の場合は、感謝状に下記の記念品料を添えて贈る。
 - ア 1年 3,000円（1年を増すごとに1,000円を増す。）
 - イ 3年以上一律に5,000円
 - (2) 職員で転出又は退職した者には、下記の記念品料を贈る。
一律1,000円
尚、校長が転任又は退職した場合は感謝状を贈る。
- 4 旅費日当に関すること
会員がPTA会務又はそれに準ずる会議・集会・研修会などに参加した場合は、次の旅費及び日当を支給する。
 - (1) 旅費 開催地が佐賀市を除く県内外の場合、次の通り支給する。
 - ①公共の交通機関を利用したときは、その実費とする。
 - ②自家用車を利用したときは、そのガソリン相当額とする。
 - (2) 日当
 - ①半日のとき 500円
 - 一日のとき 1000円
 - ②宿泊を伴うとき 1泊につき 3000円
- 5 歓送迎会費に関すること
より多くの会員の参加を求めるため、歓送迎会参加費の一部を補助する。
- 6 研究研修費に関すること
職員への資料代補助として、職員から請求があれば、2000円を上限とし1回限りの補助を行うものとする。（ただし、残額があれば研究主任は複数回可とする。）

【 会長及び副会長選考規定 】

- 1 会長の任期については、特別な理由がある場合を除き原則2年間とし、次期会長については、下記の輪番制により交代するものとする。
輪番：春日→川上→春日北→
- 2 副会長の任期については、特別な理由がある場合を除き原則2年間とし、各校区から男女各1名以上を選出するものとする。

